松戸市立第三中学校いじめ防止基本方針

令和８年４月改定

本校は、いじめ防止対策推進法第１３条により、「学校いじめ防止基本方針」を以下のように策定する。

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

(1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
(2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
(3) いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
(4) 家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

２　生徒の責務

(1) 全ての生徒は、いじめを行ってはならない。
(2) 全ての生徒は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
(3) 全ての生徒は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

３　学校及び教職員の責務

(1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
(2) 学校及び学校の教職員は、在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。
(3) 生徒や保護者及び関係機関に対してこの方針について説明する。

４　いじめの定義（法２条）

児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

１　いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

(1)　学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

ア　「いじめ防止等特別委員会」の設置

＜構成員＞
校長（総括）、教頭（渉外）、教務主任（調整・記録）、生徒指導主任（指導）
学年生徒指導担当（指導）、学年主任（指導）、養護教諭（支援）、
スクールカウンセラー（支援）
※事案により柔軟に編成する。

イ　組織の役割

(ｱ)　学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・熟考・検証・修正の中核としての役割

(ｲ)　いじめの相談・通報の窓口としての役割

(ｳ)　いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(ｴ)　いじめに対する組織的対応の中核としての役割

(ｵ)　いじめ防止に係る校内研修の企画と実施

ウ　会議の開催

(ｱ)　年に２回の定例会及び月に１回の月例報告会の開催

(ｲ)　いじめ事案が発生した場合はすみやかに集合し、緊急会議を実施

(2)　学校におけるいじめ防止等に関する措置

ア　未然防止

(ｱ)　わかる授業の実施

a　「やるからできる」、「できるからやる」学習の推進

b　生徒指導の機能を生かした授業の展開

c　授業の中で生徒が活躍できる場を設定

d　授業づくりの授業評価を取り入れたＰＤＣＡサイクルの活用

e　タブレット端末を活用した自宅での予習型学習の展開

(ｲ)　道徳教育の充実

a　法やルールの意義や遵守の理解

b　基本的生活習慣や規範意識、自己肯定感や思いやり等の道徳性の育成

c　主体的に判断し、適正に行動できる人間の育成

(ｳ)　豊かな人間関係づくり

a　Ｑ－Ｕ調査を活用した「ルール」と「リレーション」のある学級づくり

b　「豊かな人間関係作りプログラム」および「いじめ防止プログラム」の活用

c　体験的な活動を充実させ、自己有用感の育成

d　登校できない際の、リモート授業の活用

e　行事を通して、異学年交流の機会を設定

(ｴ)　規範意識の育成

a　いじめ防止対策推進法、千葉県いじめ防止基本方針、千葉県いじめ防止対策推進条例の周知

b　ネットリーフレットの活用による、ネットいじめ防止の啓発

c　生活規律や学習規律の確立

(ｵ)　生徒会活動を中心とした自発的活動

a　「ストップ・ザ・いじめ」子どもの心を耕す標語大作戦の実施（1 学期）

b　いのちを大切にするキャンペーンの取組。（暴力・暴言の防止を含む）

c　生徒集会でのいじめ撲滅宣言の実施

d　朝のあいさつ運動の実施

(ｶ)　教師の人権意識の向上

a　いじめ事例・理論研修の実施

b　教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解

c　過度の競争意識等が生徒のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることの共通理解

イ　早期発見

(ｱ)　生徒の観察

a　複数の職員による観察の実施及び学年会による共通理解（月１回）

b　昼休み等授業時間外の生徒の人間関係を観察する。

c　生徒指導部会による、定期的な共通理解（週１回）

d　観察から得た情報を、繊細に情報共有する。

(ｲ)　定期的なアンケート調査（Ｑ－Ｕ調査）

a　月１回の学校生活アンケート（いじめ）の実施

b　年２回の教育相談アンケートの実施

c　全学年生徒に対して、６月、１１月にＱ－Ｕ調査を実施。７月、１２月に分析・対応を行う。

(ｳ)　教育相談

a　教育相談週間の実施（５月、１０月）と保護者への啓発

b　保護者対象の二者面談の実施（７月、８月）

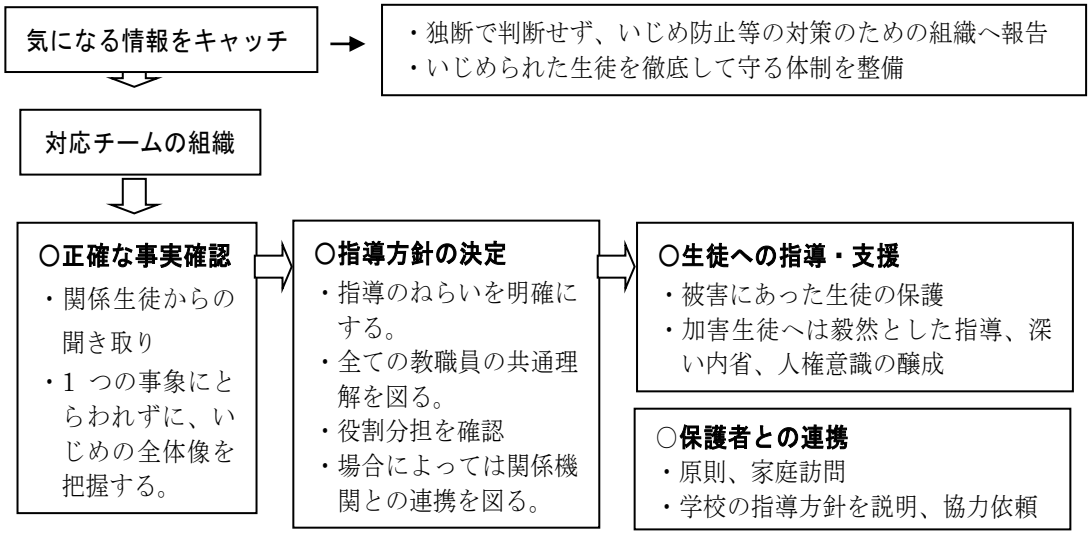
c　スクールカウンセラーの活用

(ｴ)　相談窓口の周知

a　学校の相談窓口担当者（養護教諭・教頭）　電話番号（３４１－５１９５）

b　いじめ相談専用ダイヤルカードの配付

ウ　早期対応



(ｱ)　対応チームの発足

a　「いじめ防止等特別委員会」を中心に、対応チームを発足する。

b　対応チームのメンバーは学年職員、部活動顧問等、適切な対応ができるように、柔軟に構成する。

(ｲ)　正確な事実確認

a　１つの事象にとらわれずに、いじめの全体像を把握する。

b　複数名で聞き取りを行う。

c　いじめた生徒がいじめられた生徒や通報者に圧力をかけることのないように配慮する。

(ｳ)　指導方針の決定

a　指導のねらいを明確にする。

b　全教職員の共通理解を図り、役割分担を確認する。
c　場合によっては関係機関（警察、児童相談所等）との連携を図る。

(ｴ)　いじめられた生徒への支援

a　徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える
b　対応について説明し、不安な点を聞き取り対応策を示す。
c　表面的に解決したと判断せず、支援を継続する。

(ｵ)　いじめた生徒への指導

a　いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
b　自分はどうするべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させる。
c　保護者には事実を説明する。
d　学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等適切な措置を講じる。その際に、保護者の理解を十分に得るように留意する。

(ｶ)　観衆、傍観者への指導

a　いじめは学級や学年集団全体の問題として対応する。
b　いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を生徒に示す。
c　人権意識の醸成を図る。

エ　継続支援

(ｱ)　チームによる見守り

a　いじめられた生徒に安心感を与え、心のケアを行う。
b　教職員がシフトを組み、隙のない体制で見守りを行う。

(ｲ)　定期的な個人面談

a　いじめ解決から断続的に個人面談を行い、状況を把握する。
b　スクールカウンセラーによる、面談を実施する。

(ｳ)　家庭への定期連絡

a　生徒との面談後、面談の結果や教師から見た学校の様子等を家庭に連絡する。
b　家庭での様子等を聞き、寄り添う姿勢を伝える。
c　タブレットの機能を活用した教師、生徒間のやりとりを行う。

(ｴ)　進級、進学にともなう引継ぎ

a　情報共有のもと、生徒間の人間関係等の引継ぎを確実に行う。
b　小学校から中学校への進学に際しては、綿密に行う。

オ　家庭、地域等との連携

(ｱ)　家庭との連携

a　学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報共有しやすい関係を築く。
b　いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、すみやかに学校に相談するよう啓発する。

(ｲ)　ＰＴＡや地域との連携

a　学校基本方針等について地域に周知し、理解を得る。また、情報が入りやすいように日頃より連携をすすめる。
b　ＰＴＡといじめ問題について、協議する機会を設ける。

カ　関係機関との連携

(ｱ)　教育委員会との連携

a　問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
b　相談電話が入った場合等は情報提供を求める。

c　いじめの状況について報告し、情報を共有する。

d　いじめを理由に３日欠席した場合、当事者とその家庭へ「いじめ事案支援チーム」の派遣について打診。いじめ事案の報告に併せて、派遣の有無について教育委員会児童生徒課へ連絡する。

e　出席停止措置について協議する。

(ｲ)　こども家庭センター、松戸市少年センターとの連携

a　問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。

b　相談電話が入った場合等は情報提供を求める。

c　生活環境に問題がある場合には、情報提供をし、民生児童委員も含め協力して、生活環境の改善を図る。

(ｳ)　警察との連携

a　いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や東葛少年センターに相談し、連携を図る。

b　所轄の警察署との連携を図るため、定期的にまたは必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

＜関係機関一覧＞　*※事案によっては、下記関係機関以外との連携もある。*

関 係 機 関 名	連 絡 先 電 話 番 号
松戸市教育委員会児童生徒課	０４７－３６６－７４６１
松戸市こども家庭センター	０４７－３６６－３９４１
松戸市少年センター	０４７－３６６－７４６４
松戸東警察署	０４７－３４９－０１１０
東葛少年センター	０４－７１６２－７８６７

２　重大事態への対処

(1)　重大事態とは

a　いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

【法第２８条第１項第１号】(以下、「１号重大事態」という。)

b　いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

【法第２８条第１項第２号】(以下、「２号重大事態」という。)

（文部科学省「生徒指導提要」より）

※　上記以外にも、児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

(2)　重大事態の対処

a　重大事態が発生した旨を、教育委員会児童生徒課へ速やかに報告する。

b　教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

・１号重大事態は教育委員会等（第三者委員会）が、２号重大事態は学校が調査主体になる事が原則。学校が調査主体となった場合、調査体に第三者（弁護士、心理士等）を加えた組織で調査を行う。

c　組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

d　調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

e　調査結果を、教育委員会児童生徒課へ報告する。

３　学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

(1)　学校いじめ防止基本方針について

a　いじめ防止等特別委員会を中心に、全教職員、地域住民、関係機関等の参画を得ながらで基本方針の点検や見直しを行う。

b　学校ホームページで公表する。

c　児童生徒や保護者および関係機関等に対し、学校いじめ防止基本方針について説明する。

(2)　いじめ防止についての取組について

a　学校評価を活用し、いじめ防止の取組について、生徒、教職員、保護者が評価する。

b　評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。

c　評価結果を公表し、生徒、保護者、地域へと周知する。